

## 令和8年度 P T A総会(書面総会)

### 議事(第1号議案～第5号議案)

第1号議案	令和7年度 行事報告書	P 1
第2号議案	令和7年度 決算書・会計監査報告書	P 2
第3号議案	令和8年度 P T A役員組織(案)	P 3 (裏面)
※個人情報保護の観点からWEB掲載は差し控え、配付資料のみでお伝えとさせていただきます。個人情報が記載されていますので、お取扱いにご注意ください。		
第4号議案	令和8年度 行事計画(案)	P 4
第5号議案	令和8年度 予算書(案)	P 5

### 資料

P T A会則	P 6～8
細則・運営細則	P 9
P T A弔慰規定	P 10

今回、総会にて採決予定の議案は上記の5議案です。本校ホームページの総会資料をご確認いただき、「書面評決書」に記入しご提出をお願いします。規約には書面での総会の規定がないため、通常の総会同様、会員数の2分の1以上の賛成をもって可決とします。賛否は別紙の書面評決書により行います。期限までにご提出がない場合や、白票にてご提出いただいた場合は「議案の内容をご承認いただいたもの」として取り扱わせていただきます。何卒ご了承ください。総会資料をよくお読みいただき、5月11日(月)までに担任の先生までご提出くださいますようお願いいたします。

なお、学校のホームページをご覧になれない方は、総会資料を配付しますので担任にご連絡ください。

## 令和7年度 P T A行事報告書

群馬県立太田特別支援学校

月	日	曜	主 な 内 容 (※参加者等)
4	7 17 24	月 木 木	入学式 (本部役員) 式典参加、懇談会での学年委員決め PTA 本部役員会議・合同会議 (本部、専門部) 組織作り PTA 総会
5	7 中旬	水	群馬県特別支援学校 P T A 協議会総会 (書面開催) 知的障害特別支援学校 P T A 連合会総会 (書面開催)
6	19	木	PTA 本部役員会議
7	10 18 23 25	木 金 水 金	PTA 本部役員会議 PTA 広報 1 3 4 号の発行 (広報部) PTA 文化セミナー (文化部) 手作り製品作り 群馬県特別支援学校 P T A 協議会大会 (本部役員、校長、渉外部長)
8	26	火	PTA 進路セミナー (進路部) 「卒業後の生活を考える」 講師 セルプあけぼの 施設長 福田 智之様
1 0	8 9	水 木	PTA 保健セミナー (保健体育部) 「発達障害児支援士が教える！ぐんと子どもを伸ばすほめ方とは？」 ・「【親子のふれあい体操】ひろみち&たにぞう／いっしょにプレイパーク (親子／体操)」 →各家庭で YouTube 視聴、視聴後アンケートをとり、結果を配付 PTA 本部役員会議
1 1	27 28 29	木 金 土	PTA 本部役員会議・合同会議 (本部、合同) すだち祭販売 前日準備 (本部、学年委員) すだち祭販売 (全 P T A 役員) 〃 →ペットボトル・手作り製品販売、おかしすくい
1	22 30	木 金	PTA 本部役員会議 今年度のまとめ 学校保健委員会 (本部、保健体育部) 「インフルエンザ感染状況報告」について 「本校における歯科指導」について
2	25	水	PTA 新旧本部役員会議 (新旧本部役員) 行事・予算、引き継ぎ
3	16 24	月 火	卒業式 (本部役員) PTA 広報 1 3 5 号の発行 (広報部) PTA 会計監査 (会計、会計監査)

令和07年度

PTA会計決算書

1 収入の部

(単位:円)

科目	予算額	更正予算額	現予算額	決算額	差引増減	備考
繰越金	1,159,939		1,159,939	1,159,939	0	令和6年度より
会費	1,286,400		1,286,400	1,267,200	△19,200	
雑収入	0		0	1,882	1,882	預金利息
特別収入	0		0	111,850	111,850	すだち際売り上げ
合計	2,446,339	0	2,446,339	2,540,871	94,532	

2 支出の部

(単位:円)

科目	予算額	更正予算額	現予算額	決算額	差引増減	備考
運営費計	65,000	0	65,000	21,475	43,525	
会議費	5,000		5,000	0	5,000	
事務費	60,000		60,000	21,475	38,525	リングファイル代等
活動費計	320,000	0	320,000	276,405	43,595	
広報部	100,000		100,000	99,000	1,000	PTA新聞印刷代
文化部	80,000		80,000	71,567	8,433	すだち祭販売諸費用
保体部	70,000		70,000	36,700	33,300	持久走大会飲み物代
進路部	20,000		20,000	19,240	760	進路講演会講師謝礼、模範指導研修会講師謝礼
研修費	50,000		50,000	49,898	102	PTA関係出張旅費、講師・来客用お茶
教育援助費計	820,000	0	820,000	609,430	210,570	
運動会	20,000		20,000	11,748	8,252	運動会賞品代
すだち祭	200,000		200,000	183,879	16,121	すだち祭諸費用
入学・卒業関係費	100,000		100,000	95,505	4,495	入学式・卒業式生花代、しおり用紙代等
新学期準備費	200,000		200,000	120,000	80,000	メッシュケース等
その他	300,000		300,000	198,298	101,702	
負担金	180,000		180,000	153,054	26,946	
慶弔費	180,000		180,000	83,000	97,000	転出職員記念品代、会葬・生花代等
周年事業積立金	50,000		50,000	50,000	0	
予備費	831,339		831,339	0	831,339	
合計	2,446,339	0	2,446,339	1,193,364	1,252,975	

3 残高

	支出総額	残高	備考
	2,540,871	1,347,507	次年度へ繰り越し

上記のとおり報告します。

令和 8年 3月24日

群馬県立太田特別支援学校PTA

会計 樋口麻衣

大澤亮介

監査の結果、適切と認めます。

令和 8年 3月24日

会計監査 藤原良子

佐藤由美恵

# 令和8年度 P T A行事計画書（案）

群馬県立太田特別支援学校

月	日	曜	主 な 内 容（※参加者等）
4	7	火	入学式（本部役員）式典参加、懇談会での学年委員決め
	16	木	PTA 本部役員会議
	23	木	合同会議（本部、専門部）組織作り
	30	木	PTA 総会（書面開催：4/30～5/11）
5	8	金	群馬県特別支援学校 P T A 協議会総会（書面開催）
	18	月	知的障害特別支援学校 P T A 連合会総会（書面開催）
6	18	木	PTA 本部役員会議
	未定		PTA 保健セミナー（保健体育部）
7	9	木	PTA 本部役員会議
	21	火	PTA 広報 1 3 6 号の発行（広報部）
	24	金	群馬県特別支援学校 P T A 協議会大会（本部役員、校長、渉外部長）
8	未定		PTA 文化セミナー（文化部）
	未定		PTA 進路セミナー（進路部）
1 0	15	木	PTA 本部役員会議
1 1	26	木	PTA 本部役員会議・合同会議（本部、合同）
	27	金	すだち祭販売 前日準備（本部、学年委員）
	28	土	すだち祭販売（全 P T A 役員） 〃
1	21	木	PTA 本部役員会議 今年度のまとめ
	未定		学校保健委員会（本部、保健体育部）
2	25	木	PTA 新旧本部役員会議（新旧本部役員）行事・予算、引き継ぎ
3	15	月	卒業式（本部役員）
	24	水	PTA 広報 1 3 7 号の発行（広報部） PTA 会計監査（会計、会計監査）

令和8年度

P T A会計予算書 (案)

1 収入の部

(単位：円)

科目	予算額	前年度予算額	比較増減	備考
繰越金	1,347,507	1,159,939	187,568	令和7年度より
会費	1,344,000	1,286,400	57,600	会費1人4,800円×会員280人(家庭187・職員93)
雑収入	0	0	0	
特別収入	0	0	0	
合計	2,691,507	2,446,339	245,168	

2 支出の部

(単位：円)

科目	予算額	前年度予算額	比較増減	備考
運営費計	65,000	65,000	0	
会議費	5,000	5,000	0	封筒、切手代
事務費	60,000	60,000	0	インク、マスター、用紙代
活動費計	360,000	320,000	40,000	
広報部	110,000	100,000	10,000	P T A新聞代
文化部	100,000	80,000	20,000	すだち祭諸費用(仕入代含む)
保体部	70,000	70,000	0	講師謝礼等
進路部	20,000	20,000	0	講師謝礼等
研修費	60,000	50,000	10,000	P T A関係出張補助、講師来客用お茶代
教育援助費計	880,000	820,000	60,000	
運動会	20,000	20,000	0	運動会諸費用
すだち祭	220,000	200,000	20,000	すだち祭諸費用(ボランティア経費含む)
入学・卒業関係費	100,000	100,000	0	証書ホルダー、入学式・卒業式生花代他
新学期準備費	220,000	200,000	20,000	連絡帳、連絡帳ケース、通知表ファイル代他
その他	320,000	300,000	20,000	学部等教育活動補助、バス停お礼他
負担金	200,000	180,000	20,000	ボランティア保険料、携帯電話経費他
慶弔費	180,000	180,000	0	転退任職員記念品代、会葬・生花代等
周年事業積立金	50,000	50,000	0	
予備費	956,507	831,339	125,168	
合計	2,691,507	2,446,339	245,168	

# 群馬県立太田特別支援学校PTA会則

## 第 1 章 名称及び事務所

第 1 条 本会は、群馬県立太田特別支援学校PTAと称し、事務所を学校に置く。

## 第 2 章 目的及び活動

第 2 条 本会は、児童生徒の社会的自立を目指す人間の育成を目標に家庭と学校の連絡を緊密にすると共に、会員相互の理解を深め、資質の向上を図ることを目的とする。

第 3 条 本会は、前条の目的を達成するために次の活動を行う。

- 1 心身障害児の教育の充実をはかる諸活動の促進。
- 2 学校行事への協力と会員相互の親睦をはかるための活動。
- 3 学校及び地域の教育環境の整備等。
- 4 その他、本会の目的を達成するために必要な活動。

## 第 3 章 方 針

第 4 条 本会は、児童生徒の教育を本旨とする民主団体として、次の方針に従って活動する。

- 1 児童生徒の教育及び福祉のために活動する他の団体並びに機関と協力する。
- 2 特定の政党や宗教にかたよるような活動はしない。

## 第 4 章 会 員

第 5 条 本会の会員となることのできる者は、次のとおりとする。

- 1 本校に在籍する児童生徒の保護者及び教職員。
- 2 本会の趣旨に賛同する者。（特別会員として会員に準ずる。）  
但し、2項に該当する者の入会は、本部役員会で決める。

第 6 条 本会の会員は、会費を納めるものとする。

会費は、年額4,800円（月額400円）とする。

第 7 条 本会の会員は、すべて平等の権利と義務を有する。

## 第 5 章 経 理

第 8 条 本会の活動に要する経費は、会費・寄付金及びその他の収入をもって支弁される。

第 9 条 本会の経理は、総会で議決された予算に基づいて行われる。

第 10 条 本会の決算は、会計監査を経て、総会に報告され、承認を得なければならない。

第 11 条 本会の会計年度は、毎年4月1日から翌年の3月31日までとする。

## 第 6 章 役員及び顧問

第 12 条 本会の役員は、次のとおりである。

- ・会長 1名 ・副会長 3名 (含 教頭) ・書記 2名 (P 1、T 1)
- ・会計 2名 (P 1、T 1) 会計監査 2名 (P 2)
- ・顧問 2名 (前会長、校長)

第 13 条 役員を選出は、別に定める細則による。

第 14 条 役員の任期は、2年とする。但し、再選を妨げない。

## 第 7 章 役員等の職務

第 15 条 会長は、次の職務を行う。

- 1 会を代表し、会務を統轄する。
- 2 総会及び役員会を召集する。
- 3 学年委員会・専門部会等に出席して意見を述べることができる。

第 16 条 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときは、その職務を代行する。

第 17 条 書記は、次の職務を行う。

- 1 総会及び各種会議並びに本会の活動に関する諸事項を記録する。
- 2 記録、通信その他の書類を保管する。
- 3 会長の趣旨に従って、本会の庶務を行う。

第 18 条 会計は、次の職務を行う。

- 1 総会で決定した予算に基づいて、いっさいの会計事務を行う。
- 2 定期総会にそなえ、会計監査を経て決算書を作成する。
- 3 本会の財産を管理するとともに、予算の立案について協力する。

第 19 条 会計監査は、次の職務を行う。

- 1 監査は、毎年会計年度終了後に実施し、その結果を総会に報告する。
- 2 会計監査委員の任期は、1年とする。

第 20 条 顧問は、会長の諮問に応じ意見を述べるができる。

## 第 8 章 学年委員

第 21 条 学年委員は、各学年の人数ごとし、その選出は昨年度の学年委員を中心に各学年で話し合い等により決定する。

学年児童生徒5名までで役員1名、10名までで2名、15名までで3名、16名以上で4名とする。(B課程は、小学部2名、中学部1名)

第 22 条 学年委員及び委員の職務は次のとおりとする。

- 1 本委員会は、必要に応じ会長が召集する。
- 2 本委員会は、学年及び部会の行事等について審議し実施にあたる。

## 第 9 章 総 会

- 第 23 条 総会は、全会員をもって構成され本会の最高機関である。
- 第 24 条 総会は、定期総会及び臨時総会に分かれ、定期総会は年度始めに開催する。臨時総会は、合同委員会が必要と認めたとき、または会員の3分の1以上の要求があったとき開催できる。
- 第 25 条 総会は、会員の2分の1以上の出席で成立する。但し、委任状は出席数に加える。
- 第 26 条 総会の議事は、出席者の過半数で決する。

## 第 10 章 合同委員会

- 第 27 条 合同委員会は、本部役員と学級委員で構成し、総会にかわる議決機関とする。
- 第 28 条 合同委員会は、会長が必要と認めたときまたは、構成員の3分の1以上の要求があったとき開催する。
- 第 29 条 合同委員会は、構成員の2分の1以上の出席で成立する。但し、委任状は出席数に加える。
- 第 30 条 合同委員会の議事は、出席者の過半数で決する。

## 第 11 章 本部役員会

- 第 31 条 本部役員会は、会長・副会長・書記・会計で組織し、総会・合同委員会の議決に基づいて、本会の運営に必要な事項を審議し、これが実施にあたる。
- 第 32 条 本部役員会は、必要に応じ会長が召集する。

## 第 12 章 専門部会

- 第 33 条 専門部会は、文化部、広報部、保健体育部、進路部の4部会で、会長をのぞく本部役員と学年委員で構成する。なお、部員の互選により部長・副部長の2名を選出し、部長は部会の議長となる。
- 第 34 条 各専門部の主な活動は、次のとおりとする。
- 1 文化部は、文化的な行事等に関する企画立案とその実施。
  - 2 広報部は、PTA新聞の編集と発行。
  - 3 保健体育部は、学校保健委員会の協力等に関する企画立案とその実施。
  - 4 進路部は、進路講演会・研修視察等の企画立案とその実施。
- 第 35 条 専門部長は、必要に応じ会長の承認を得て部会を召集する。

### 第 13 章 細 則

第 36 条 本会の細則は、この会則に反しない限りにおいて、合同委員会の議決を経て制定または改廃することができる。

なお、その結果は次期総会に報告しなければならない。

### 第 14 章 会則改正

第 37 条 本会の会則は、総会において出席者の3分の2以上の賛成がなければ改正することができない。なお途中でその必要がある場合は、臨時総会を開催し、同様の措置をとるものとする。但し、改正案は、事前に会員に知らせなければならない。

#### 附 則

- ・ 本会則は、令和2年4月17日より施行する。

令和6年4月24日一部改正	会則	14条	1	任期
		34条	1	文化部
			5	削除
	細則	1条	1	推薦委員
			2, 3, 4	削除

### 群馬県立太田特別支援学校PTA運営細則

◎本運営細則は、会則第13条・第36条により定める。

#### 第 1 章 本部役員を選出及び就任

第 1 条 新年度の役員選出の運営は現行の本部役員が行う。

第 2 条 新役員は、定期総会において就任する。

#### 第 2 章 表 彰

第 3 条 本会の役職を退任する本部役員に対しその労をねぎらい感謝状を贈るものとする。

## 群馬県立太田特別支援学校PTA弔慰規定

第 1 条 本規定は、群馬県立太田特別支援学校PTA会員相互の親睦を深めるため弔慰及び見舞いに関する事項に適用する。

第 2 条 本規定による経費は経常予算で賄う。

第 3 条 本規定の適用者は次のとおりとする。  
本校PTA会員・顧問・児童生徒

第 4 条 弔慰及び見舞いは、次の規定による。

(1) 死亡

第3条適用者とその配偶者、及び本校職員の実父母が死亡した場合は、生花と金2,000円を贈り、代表者が会葬する。

第 5 条 転退職職員の記念品代は、次のとおりとする。

6ヶ月以上～1年未満	金1,000円
1年以上～2年未満	金2,000円
3年以上は	金3,000円

第 6 条 その他、特別の事情が生じた場合は、本部役員会で協議の上、決定する。

第 7 条 新生活運動により、返礼はいっさい受けないものとする。

第 8 条 本規定は、合同委員会の議決を経て改正することができる。

### 附 則

- ・ 本規定は、令和2年4月17日から実施する。

(第5条は、令和3年3月22日付で改訂)

(第4条(2)(3)は、令和7年4月24日付けで削除)